

5 大分大学大学院教育学研究科修士論文審査及び最終試験に関する内規

平成5年9月8日制定

(趣 旨)

第1条 修士論文の審査及び最終試験に関する事項は、大分大学学位規程及び大分大学大学院教育学研究科規程に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(修士論文題目の届出)

第2条 修士論文を提出しようとする者は、指導教員の承認を得て修士論文の題目を決定し、所定の様式により修了年度の4月末日（2年以上在学し9月修了予定の者も含む。）までに届け出なければならない。

2 修士論文の題目を変更しようとする者は、指導教員の承認を得て、所定の様式により修士論文提出期限までに届け出なければならない。

(修士論文の提出)

第3条 修士論文を提出できる者は、1年以上在学し、当該年度に修士課程を修了見込みの者とする。

2 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文1編に所定の様式の学位審査願及び修士論文要旨を添え、指導教員を経て教育学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。この場合、参考として他の論文を添付することができる。

3 前項の修士論文は、研究内容に応じ作品及び論文又は演奏及び論文により代替することができる。

4 修士論文は、修了年度の1月末日（9月修了予定の者にあつては7月末日）までに提出しなければならない。

(修士論文審査及び最終試験委員の選出)

第4条 各専修又はコースは、修士論文1編につき3人の修士論文審査委員候補者（1人は主査）を所定の様式により研究科長に推薦するものとする。2 研究科委員会は、前項の推薦に基づき修士論文審査委員（以下「審査委員」という。）を選出する。

3 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験の評価を行う。

(修士論文の審査及び最終試験)

第5条 修士論文の審査及び最終試験は、審査委員が主査の総括の下に行う。

2 最終試験は、修士論文提出者について口答又は筆答により行う。

3 最終試験の実施細目は、専修・コース毎に定める。

(修士論文の審査結果及び最終試験の成績報告)

第6条 審査委員は、修士論文の審査結果及び最終試験の成績について、所定の様式により審査終了後ただちに研究科長に報告するものとする。

2 修士論文の審査結果及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

(修士論文及び修士論文要旨の保管)

第7条 修士論文は、審査終了後正本を当該専修で保管し、修士論文要旨は教育学研究科で保管する。

第8条 この内規に定めた日が休業日に当たるときは、休業日の翌日とする。

附 則

この内規は、平成5年9月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年2月8日から施行する。